

家屋を取り壊した方へ 家屋の減失届出をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。
平成26年1月2日から12月31日までに家屋(倉庫・蔵等を含む)を取り壊した方は、税務課資産税係まで家屋減失届を提出してください。届出がないと、課税されることがありますのでご注意ください。

なお、法務局で減失登記の手続きが済んでいる方は、届出の必要はありません。

提出期限 平成27年1月30日(金)

【問い合わせ】

税務課 資産税係 ☎(83)1224

未登記の家屋の所有者を変更されたときは

「家屋所有者名義変更届」のご提出を

相続、売買、贈与などで未登記家屋(倉庫・蔵等を含む)の所有者が変わった場合、法務局で表示登記をするか、「家屋所有者名義変更届」を税務課資産税係へ提出してください。年内に提出していただければ、来年度から納税義務者を新所有者に変更します。

未登記家屋は「家屋所有者名義変更届」を提出していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず提出するようお願いいたします。詳細についてはお問い合わせください。

必要書類

- 遺産分割協議書 ※相続の場合
- 売買契約書 ※売買の場合
- 贈与証明書 ※贈与の場合

【問い合わせ】

税務課 資産税係 ☎(83)1224

※家屋減失届・家屋所有者名義変更届は役場2階税務課窓口カウンターで配付しているほか町ホームページからダウンロードできます
町ホームページのトップページ→くらしの情報→税金→固定資産税→家屋減失証明願・減失届について (家屋所有者名義変更届について)

住宅を改修された方へ 固定資産税減額制度のお知らせ

次の要件を満たした家屋改修を行った場合、家屋にかかる固定資産税が減額されます。ただし、同一の減額措置適用は一戸につき一回です。工事完了後、3カ月以内に申請してください。

【問い合わせ】税務課 資産税係 ☎(83)1224

バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅

既存住宅のバリアフリーまたは省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額(バリアフリーは100㎡、省エネは120㎡まで)が左記のとおり減額されます。

バリアフリー・省エネ改修工事完了の時期	減額年度	減額割合
平成28年3月31日まで	工事を完了した年の翌年度 (1年度分のみ)	3分の1

要件

改修工事費用が50万円以上で、工事内容により次の要件を満たす必要があります。

●バリアフリー改修工事の場合

居住者条件

次のいずれかに該当する方が居住する住宅

- ① 65歳以上の方
- ② 要介護または要支援認定を受けている方
- ③ 障害のある方

改修工事内容

改修工事が次のいずれかに該当すること

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差解消
- ⑦ 引き戸への取り替え
- ⑧ 滑りにくい床材料への取り替え

※右記の居住者条件と改修工事内容の両方に該当する必要があります

●省エネ改修工事の場合

①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)

②床・天井・壁の断熱工事

※②の工事だけでは対象となりません。「①の工事」または「①と②の工事」を行った場合に対象となります

【必須工事】



耐震改修工事を行った住宅

既存住宅の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡まで)が左記のとおり減額されます。

耐震改修工事完了の時期	減額年度	減額割合
平成27年12月31日まで	工事を完了した年の翌年度 (1年度分のみ)	2分の1

要件

- ① 昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分2分の1以上)
- ② 耐震改修費用が50万円以上

※①と②の両方に該当する必要があります

耐震改修工事、バリアフリー・省エネ改修工事共通

申請方法

改修工事後3カ月以内に下記の書類を添えて、役場2階税務課資産税係に申請してください。

- 工事費用明細書
- 領収書
- 工事写真(施工前・施工後)
- 改修工事が基準に適合することの証明書

12/14(日)

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査が12月14日(日)に行われます。松田町で投票できる方は、平成26年12月15日以前に生まれ、平成26年9月1日以前から町内に住所を有する方です。なお、投票所入場券(封筒にハガキを同封)を12月上旬に郵送しますので、投票の際にお持ちください。

投票時間 午前7時～午後8時

投票所 投票所入場券に記載されている投票所でしか投票できません。ご注意ください。

【期日前投票】

仕事や旅行、冠婚葬祭などで選挙当日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。なお、選挙ごとに期間が異なりますのでご注意ください。

会場 役場 1階 1AB会議室

時間 午前8時30分～午後8時

衆議院議員選挙の期日前投票 12月3日(水)～12月13日(土)

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票 12月7日(日)～12月13日(土)

投票区	投票所	投票区域(自治会)
第1	町立公民館展示ホール	河内・中丸・中央・仲町・谷戸
第2	松田小学校家庭科教室	新松田・中沢・沢尻・谷津・宮前 かなん沢・中里・城山
第3	松田町体育館	町屋・店屋場・仲町屋
第4	神山地域集会施設	神山・茶屋
第5	萱沼児童館	萱沼
第6	寄中学校屋内運動場	弥勒寺・中山・大寺宮地(宮地地区)
第7	宇津茂地域集会施設	土佐原・宇津茂・大寺宮地(大寺地区)
第8	虫沢地域集会施設	虫沢田代
第9	湯の沢児童センター	湯の沢

開票時間 12月14日(日) 午後9時～

開票場所 松田町体育館

【問い合わせ】町選挙管理委員会(総務課内) ☎(83)1221